

北茨城市第5次行政改革の 取り組みに関する総括

令和6年3月

北茨城市

～目 次～

1	第5次行政改革の実施計画の達成状況等	
(1)	重点項目別達成率及び効果額等	・・・ 1
(2)	実績値及び効果額を計上できる取組項目の実績	・・・ 1
(3)	第5次行政改革大綱に基づく取組項目結果表	・・・ 2
2	取り組みに対する評価	
(1)	総合評価	・・・ 4
(2)	基本方針・重点項目に基づく評価	・・・ 6
ア	健全な財政運営の推進	・・・ 6
イ	効率的な行政運営の推進	・・・ 7
ウ	市民協働によるまちづくりの推進	・・・ 8

1 第5次行政改革の実施計画の達成状況等

(1) 重点項目別達成率及び効果額等

重点項目	取組項目数	達成項目数	達成率	未達成項目数	効果額 (千円)
計画的な財政運営	1	1	100.0%	0	0
安定的な歳入の確保	4	2	50.0%	2	416,537
経費の節減合理化	3	2	66.6%*	1	0
地方公営企業等の経営健全化	2	0	0.0%	2	0
行政の担うべき役割の重点化	4	4	100.0%	0	0
行政ニーズへの的確な対応を可能とする組織機構	5	5	100.0%	0	183,260
市民に開かれたまちづくり	1	1	100.0%*	0	0
市民参加の拡充	3	3	100.0%	0	0
市民サービスの向上	3	3	100.0%	0	0
合 計	26	21	80.8%	5	599,797

*一部達成も含む

(2) 実績値及び効果額を計上できる取組項目の実績

ア 安定的な歳入の確保

取組項目	目標値 (目標額)	H30 (基準)	R1	R2	R3	R4	R5	効果額 (千円)
有料広告事業の推進	年間 2,000千円 (10,000)	992	1,678	1,874	1,680	1,595	1,925	8,752
市有遊休財産の処分及び有効な利活用の再検討		3,411	26,557	1,138	73,688	304,244	2,158	407,785
市税徴収率の向上	97.5%以上	96.2	96.5	96.4	97.2	97.6		
公営住宅使用料の徴収対策	97.5%以上 (現年)	96.2	95.8	95.9	95.6	96.5		
合 計								416,537

イ 地方公営企業等の経営健全化

取組項目	目標値 (目標額)	H30 (基準)	R1	R2	R3	R4	R5	効果額 (千円)
公共下水道事業経営健全化	水洗化率 75.5%	74.7	75.0	74.8	77.6	73.9	74.2	
合 計								0

ウ 行政ニーズへの的確な対応を可能とする組織機構

取組項目	目標値 (目標額)	H30 (基準)	R1	R2	R3	R4	R5	効果額 (千円)
定員適正化計画の推進	5人削減	職員 531人	0	△13	△2	△3	△12	170,800
市民サービスセンターのあり方の検討	令和5年度までに方針決定						廃止決定	12,460
合 計								183,260

※市民サービスセンターのあり方検討：R6当初予算における南部市民サービスセンターに係る1年分の予算額

エ 市民参加の拡充

取組項目	目標値 (目標額)	H30 (基準)	R1	R2	R3	R4	R5	効果額 (千円)
道路里親制度の推進	新たに10団体 認定	35	33 (新2,脱4)	34 (新3,脱2)	36 (新5,脱3)	37 (新3,脱2)	40 (新3)	
合 計								0

(3) 第5次行政改革大綱に基づく取組項目結果表

基本方針	重点項目	取組項目(実施計画項目)	目標	実績	結果 ※第6次への 継続の状況
	大項目	小項目			
健全な財政運営の推進	計画的な財政運営	第5次総合計画後期基本計画策定に 基づく 中期財政計画の 策定	令和元年度中に策定	達成 (R2)	内容を修正して継続
	安定的な歳入の確保	有料広告事業の推進	年間収入2,000千円	未達成	継続
		市有遊休財産の処分及び有効な利活用の再検討	公売の実施	実施済	内容を修正して継続
		市税徴収率の向上	令和5年度における市税徴収率 97.5%	達成 (R4)	内容を修正して継続

		市営住宅使用料の徴収対策の強化	令和5年度における現年度徴収率 97.5%	未達成	内容を修正して継続
	経費の節減合理化	一般廃棄物処理の広域化とごみの削減	①令和5年度中の施設稼働 ②ごみの総排出量を令和5年度までに 926.2g/人とする	①達成 (R5) ②未達成	終結
		省エネ実現に向けた取組みの強化	令和5年度までに原単位 5%削減	未達成	内容を修正して継続
		特殊勤務手当の適正化	3 手当(ごみ収集、地籍調査、蜂駆除) について必要性及び妥当性の調査を実施	実施済	終結
		地方公営企業等の経営健全化	市民病院新改革プランに基づいた経営健全化と地域医療構想を踏まえた役割の明確化	令和7年度までに収支の均衡を図る	未達成
		公共下水道事業における経営健全化	令和5年度における水洗化率 75.5%	未達成	内容を修正して継続
効率的な行政運営の推進	行政の担 うべき役 割の重点 化	学校施設の長寿命化計画の策定	令和2年度中に個別施設計画を策定	達成 (R2)	終結
		給食センター調理業務の民間委託の検討	令和3年度から委託開始	達成 (R3)	終結
		消防団施設の適正配置	令和3年度までに 20 分団 25 部とする	達成 (R4)	終結
		公共施設マネジメント計画に基づく施設の統廃合の検討	施設の集約化・複合化・廃止を検討	実施済	内容を修正して継続
	行政ニー ズへの的 確な対応 を可能と する組織 機構	公立保育所の存続または廃止の検討	令和5年度までに方針決定	達成 (R4)	終結
		人材育成方針に基づいた職員研修の充実	-	実施済	内容を修正して継続
		定員適正化計画の着実な推進	5 年間で 5 人削減	達成 (R2)	内容を修正して継続
		効率的な組織機構の確立	組織機構の見直しを実施	実施済	終結
		市民サービスセンターのあり方検討	令和5年度までに方針決定	達成 (R5)	終結
市民ととも にま ちづく り	市民に開 かれたま ちづくり	広報・PR 活動の強化	①市 HP アクセス数 400 千件 ②X フォロワー数 6 千件 ③きたいばナビ登録者数 6 千件	①達成 (R1) ②未達成 ③達成 (R4)	終結

市民参加 の拡充	道路里親制度の推進	令和5年度末までに新たに10団 体を認定	達成 (R4)	継続
	コミュニティ連絡会の設置検討	令和5年度までに方針決定	達成 (R5)	終結
	市民活動支援事業の検討	令和5年度までに方針決定	達成 (R5)	終結
市民サー ビスの向 上	公共施設のWi-Fiスポット化	整備施設の増加	実施済	終結
	クレジット収納の実施検討	令和元年度中に実施	達成 (R1)	終結
	コンビニエンスストア等における証明書 等の自動交付サービスの導入	令和2年度中に実施	達成 (R2)	終結

ア	実施済みまたは達成により第5次を以て終結とする項目	14
イ	未実施または未達成だが第5次を以て終結とする項目	0
ウ	実施済みまたは達成だが第6次に継続して取り組む項目	1
エ	未実施または未達成のため第6次に継続して取り組む項目	1
オ	実施済みまたは達成だが内容を修正して第6次においても取り組む項目	6
カ	未実施または未達成により内容を修正して第6次においても取り組む項目	4
	合 計	26

2 取り組みに対する評価

(1) 総合評価

本市の行政改革の取り組みは、平成8年3月の「北茨城市行政改革大綱」に始まり、以降4回の見直しを経て平成31年度から令和5年度までの5か年を計画期間とする「北茨城市第5次行政改革大綱」及び「北茨城市第5次行政改革実施計画」に基づき推進し、市民の代表で構成される行政改革懇談会からの助言をいただきながら行政改革推進本部及び幹事会において進行管理を行ってきたところである。

この第5次行政改革大綱は、これまでの取組内容を継承しながらも時代の変遷に合わせた新たな視点を取り入れ、「健全な財政運営の推進」、「効率的な行政運営の推進」、「市民とともに進めるまちづくり」の3つの基本方針と9の重点項目を設定し、それに基づいた実施計画において26の具体的推進項目を掲げて推進してきたところであり、その結果、最終的な実施率については80.8%（21項目実施、一部達成を含む）となった。

重点項目別に見る達成状況では、「計画的な財政運営」、「行政の担うべき役割の重点化」、「行政ニーズへの的確な対応を可能とする組織機構」、「市民参加の拡充」、「市民サービスの向上」の5つにおいては全項目を達成した。「計画的な財政運営」

は、行政内部において処理できる事務的な項目であったこと、「行政の担うべき役割の重点化」に関しては、計画に基づき着実に事業が推進できたことによるものと考えられる。「行政ニーズへの的確な対応を可能とする組織機構」についても全項目達成となったが、特に市立保育所や市民サービスセンターの存廃など、第4次行政改革以前から懸案となっていた項目に結論を得たことは、今般の取組項目の中でも大きな成果であると言える。「市民参加の拡充」については、3項目2項目が「検討」の実施であり、一定の結論を得たため、一応の「目標達成」としたが、地域コミュニティの活性化という本来の課題の解消には至っていないため、引き続き取り組んでいく必要のある項目である。「市民サービスの向上」に関しては、その名のとおり市民に対するサービス向上に直結する取り組みであり、実施に関しての障壁が少なかったことから、達成に至ったものと思われる。

また、「経費の節減合理化」については、1項目実施済、1項目については一部達成となったが、災害によりごみの排出量が急増するなど、イレギュラーな要素が影響した面もあった。「市民に開かれたまちづくり」についても、複数の指標を設定しているため一部達成、ということとなるが、急激に進展するデジタル化社会において、市の情報発信方法についてもこれまでと同様の方法に依ることはできないと考えられることから、「北茨城市DX推進計画」の取組とも連携しながら、新たな情報発信の方法について模索していく**必要**があると考えられる。

一方、達成率が低い重点項目のうち、「地方公営企業等の経営健全化」については、2項目とも数値目標を達成することができなかったことから、推進方法及び数値目標の妥当性を検証し、改善を図りながら取り組みを継続していく必要がある。

目標達成が4項目中2項目の「安定的な歳入の確保」については、財政運営の自主性及び安定性を高める自主財源の確保は優先して取り組まなければならない課題であるとの認識のもと、全項目について第6次行政改革においても継続して取り組んでいく。

第5次行政改革における効果額については、市有地の売却収入に依るところが大きいものの、累計で5億円超となり、また、以前から懸案となっていた複数の取組項目について目標を達成し、または結論を得たことから、第5次行政改革は一定の成果を得ることができたと言える。しかしながら、少子高齢化・人口減少の急激な進行による生産年齢人口の減少及びそれに伴う経済活動の縮小に加え、道路・橋りょうをはじめ、老朽化が進む公共施設の更新や修繕に多くの費用が掛かることが見込まれているとともに、デジタル化の進展など、本市そして日本全体を取り巻く環境は日々劇的に変わりつつある。これらの社会状況を踏まえ、引き続き簡素で効率的な行財政運営を継続すべく、新たに策定した「北茨城市第6次行政改革大綱及び実施計画」に基づき、より一層の行政改革の推進を図っていく必要がある。

(2) 基本方針・重点項目に基づく評価

第5次行政改革においては、3つの基本方針と9の重点項目を基に26の推進項

目を設定して取り組みを進めてきた。

これらの取り組み内容について、重点項目ごとに整理すると次のとおりである。

ア 健全な財政運営の推進

① 計画的な財政運営

歳出の効率化及び重点化を図った計画的な財政運営のため、第5次北茨城市総合計画の策定に合わせる形で令和2年に中期財政計画を改訂し、毎年修正を加えながらローリングを行っている。第6次行政改革においては、引き続き計画のローリングを行いながら、地方債残高及び健全化判断比率に対し数値目標を設定し、市財政の健全性を継続して管理する。

② 安定的な歳入の確保

市政運営の根幹となる市税等の徴収率向上の取組については、引き続き徴収対策の強化を実施し、目標を達成することができた。

また、市有遊休財産の処分及び有効な利活用の再検討については、期間内に磯原中学校敷地、旧市立病院敷地、旧北部分署敷地など規模の大きい物件の売払が行われたことから、大きな効果額を計上することができた。しかしながら、今後同様に売却等可能物件が出るかについては不透明であることから、改めて遊休地の情報について整理、利活用の検討をする必要があり、第6次行政改革においても継続して取り組んでいく。

公営住宅使用料については、目標数値には到達していないながらも徴収率は着実に上昇しており、第6次行政改革においては、懸念となっている過年度の滞納債権についても数値目標を設定して取組を行う。

一方、同様に目標達成できていない有料広告収入に関しては計画期間を通してほぼ横ばいであることから、他市町村等の事例を参考にするなどして新たな広告媒体について発掘を行う必要があり、継続して取組を行っていく。

③ 経費の節減合理化

一般廃棄物処理の広域化とごみの削減については、令和5年4月1日から高北清掃センターでのごみ処理を開始した。新たな施設では、ごみを燃やした熱を利用した発電を行っており、買電量を抑えることで温室効果ガス排出削減に取り組んでいる。一方、ごみ排出量については、9月の台風第13号の影響で災害ごみの排出が増加したことから、目標の達成には至らなかった。引き続きごみの削減には努めていくが、取組項目としては第5次行政改革をもって終了とする。

また、職員給与の適正化を図る観点から見直しを進めた特殊勤務手当については、対象としていた3手当について適正なものと結論付け、こちらも第5次行政改革をもって終了とする。

④ 地方公営企業等の経営健全化

地方公営企業等については、市一般会計からの繰出金が増加すれば財政への大きな負担となるため、経営の健全化が急務となっている。病院事業については、平成29年に策定した北茨城市民病院新改革プラン及び令和3年度からの新たな北茨城市民病院改革プランに基づき、経営健全化を目指して取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えなどにより、入院、外来収益ともに大幅に減少し、目標とする経営指標に達しなかった。医業収益は徐々に回復しているものの、物価高騰による医業費用の増加及び医療従事者の確保に係る費用が増加するなど、厳しい経営環境が続いているが、今後は「北茨城市民病院経営強化プラン」に基づき、令和9年度までの収支均衡を目指していく。

また、下水道事業については、計画的な事業推進により供用面積が拡充した一方で、水洗化率は目標として定めた75.5%に及ばなかった。人口減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増加など、下水道事業の経営環境は厳しさを増しているところだが、市民の快適な生活環境を確保し公共用水域の水質保全を図るとともに、使用料収入の増加を目指すため、第6次行政改革においても引き続き水洗化率の向上に取り組んでいく必要がある。

イ 効率的な行政運営の推進

① 行政の担うべき役割の重点化

限られた人的・物的資源を有効に活用するため、既存施設の長寿命化や統廃合、外部委託化検討などの取組を行った。学校の長寿命化計画については令和2年度に策定完了し、計画に従って順次改良工事を実施している。また、学校給食センター調理業務の民間委託についても、令和3年度の新たな給食センターの稼働に合わせて完全委託を実施し、安定的な給食の提供が行われており、衛生管理、人員確保の面でも企業のノウハウ活用や有資格者による指導により適切に行われている。

消防団施設の適正配置については、地域の実情を考慮した適正配置を進め、目標数値を達成した。これらの取組項目については第5次行政改革において完了とする。

公共施設マネジメント計画に基づく施設の統廃合の検討については、公共施設カルテの更新を実施しながら施設の現状把握に努めているところである。今後多くの公共施設が老朽化する一方、人口減少社会を迎える中、施設の集約化・広域化は避けては通れない課題であるため、第6次行政改革においては、個別具体的な施設の統廃合に取り組むこととし、第一歩として環境センター及び浄化センターの統合による汚水処理業務の一本化を目指す。

② 行政ニーズへの的確な対応を可能とする組織機構

限られた人員を効率的に配置し、複雑多様化する行政ニーズに対応するため、

機動的に組織機構の見直しを行っている。定員適正化計画の推進に関しては、ごみ処理の広域化、給食センター調理業務の委託事業化などの特殊要因もあったものの、定年退職以外の若年層の退職が多かったことから、想定を大幅に上回った定員減となった。第6次行政改革でも県内他市町村との比較を基に適正な定員管理を行っていくが、今後は、長時間労働の是正、年次有給休暇の積極的な取得や男性の育児休暇取得など、職員のワーク・ライフ・バランスの向上に重点を置いた取組を推進していく。人材の育成についても、人材育成基本方針に則した研修計画に基づき各種研修等を実施するなど着実な推進が図られているところであり、第6次行政改革でも引き続き取り組んでいく。

市立保育所については、施設の老朽化や園児数の減少から統廃合を視野に入れた検討を進めたが、市民病院敷地内に新築移転し、地域の基幹保育所として、市内幼保事業者では対応の難しい児童の保育を行うなどの機能を持たせることで存続させるという方針決定に至った。

また、南部市民サービスセンターについては、第3次行政改革より継続してあり方について検討してきたところであるが、利用者の減少が顕著であり、今後も更なる減少が見込まれること及びサービスセンターで提供される行政サービスの大半がコンビニエンスストアや郵便局などで代替可能であることから、令和6年9月をもって廃止する旨の結論を得た。

ウ 市民とともに進めるまちづくり

① 市民に開かれたまちづくり

行政情報及び市の魅力について、市内外を問わずあらゆる世代に発信するために、広報誌、市HPをはじめ、SNSなどを積極的に活用して広報活動を行った。数値目標については概ね達成し、取組項目としては第5次行政改革をもって終了とするが、引き続き市民に分かりやすい情報発信に努めるとともに、今後は、「北茨城市DX推進計画」に沿って、LINEなどのサービスを利用した、双方向型の情報発信にも取り組んでいく。

② 市民参加の拡充

行政と市民等が連携し、地域にふさわしい道づくりを進めるための取組である道路里親制度については、第2次行政改革からの継続取組項目であり、引き続き推進していく。

一方、コミュニティ連絡会の設置検討や市民活動支援事業の検討等、市民協働を推し進めるための母体づくりの部分については、本市においても全国的な動向と同様、地域における人口減少やコミュニティ構成員の高齢化、若年層の常会離れなどが顕在化しており、現案では実現が困難であると結論づけ、第5次行政改革をもって取組を終了とする。なお、市民活動の総合的な窓口はまちづくり協働

課で行い、庁内関係各課との連携・調整を行う。

③ 市民サービスの向上

少子高齢化、人口減少の社会において課題解決のカギとなる、デジタル技術に関連する取組を主に行った。

公共施設の Wi-Fi スポット化については、取組期間を通じて市内12箇所の公共施設に設置し、市民や観光客等に快適な情報通信環境の整備が図られたことにより、第5次行政改革をもって取組を完了とする。今後は、災害時の避難施設における情報通信環境について調査、検討を進めていく。

また、自宅等において納税を可能とする市税等のクレジット収納については、令和元年6月より実施し、その後、令和3年度よりスマートフォンアプリによる収納も開始したことにより、最大で年間7千万円を超える納付があった。令和5年度からは地方税共同機構が提供する共通納税システムにおいてクレジットカードによる電子決済サービス機能が実装されたため、本市独自のクレジットカード収納は終了となったが、市民の利便性向上及び徴収率の向上に一定の役割を果たしたと考えられる。コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスについては、令和2年度に導入。利用件数は徐々に増加しているが、さらなる利用数向上のための周知方法について引き続き検討していく。